

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県最低賃金専門部会議事録

令和2年8月3日（月曜日）

午後3時～午後3時50分

名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室

出席（公益代表委員） 服部部会長、中山（徳）部会長代理、小野木委員
（労働者代表委員） 木戸委員、重田委員、中塚委員
（使用者代表委員） 梶原委員、澁谷委員、太箸委員
（事務局） 岡田労働基準部長、浅井賃金課長、高橋主任賃金指導官、
村瀬課長補佐、久保賃金調査員

発言者・発言内容

村瀬課長補佐

愛知地方最低賃金審議会第3回愛知県最低賃金専門部会を開催します。本日の委員の出席状況ですが、公益委員の中山委員から少し遅れるという連絡を受けていますので、そのまま進めさせていただきます。

本日の資料は会議次第とセットになったもの1部と、参考として厚生労働省発表の資料を1部お配りしています。

それでは以後の議事進行について服部部会長よろしく申し上げます。

服部部会長

それでは、以後の議事進行を進めます。本日の議事録の署名委員ですが、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員にお願いします。

議題（1）、令和2年度愛知県最低賃金の改正についてです。審議に入る前に本日の資料について事務局より説明ください。

高橋主任賃金指導官

本日、次第の後ろに綴りました資料1から4について説明します。

1ページからの資料1ですが、先月末に愛知労働局にて発表した最近の雇用情勢として、有効求人倍率などを示したものです。

13ページからの資料2は、厚生労働省で発表しています新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報です。15ページ目からの資料3は、全国の地域別最低賃金の年次推移を表したもので、日額の廃止された平成14年度から平成30年度までのものです。黄色でマーカした都府県は現在、目安制度におけるAランクとされている都府県です。目安ランクの推移は23ページに示しており、Aランクは東京初めとする6都府県です。

15ページに戻って、緑でマーカした年度は1円以上の目安金額が示されなかった年です。具体的には平成14年、16年、そしてリーマンショック後の平成21年です。そして、平成15年は目安額が0円であった年となります。

25ページの資料4は、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示されました最低賃金と生活保護費との比較について、最新のデータにより比較したものです。生活保護費の最新データが平成30年度でありますから、平成30年10月1日発効の愛知県最低賃金額898円を基にしています。当該最低賃金額による1か月換算額は、3の（注）に記載していますとおり、最低賃金額に1か月平均の法定労働時間数と、可処分所得の総所得に対する割合を掛け127,667円となります。一方、平成30年度の

生活保護費は2の(3)に記載のとおり、生活扶助基準額として第1類費、第2類費、期末一時扶助費の合計額の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額で、102,871円となります。生活保護費と比較し、愛知県最低賃金額が下回っているとは認められませんでした。

服部部会長

ただ今の説明について、何かご質問等ありますか、

小野木委員

今の資料の昨年度の数字はないのですか。

高橋主任賃金指導官

昨年の数字はありますが、生活保護費のデータが最新のものが平成30年度なので比較する場合はこれが最新となります。

服部部会長

ほかに、ご質問等ありますか、

(質問なし)

服部部会長

では、本日意見の合意が得られるように、委員の皆様方のご協力をお願いします。前回の審議を踏まえ労使それぞれの意見を伺いたいと思います。労働者側はいかがですか。

中塚委員

前回主張しました最低賃金の引上げは維持したままですが、本日についても歩み寄りも含めながら様々な考えをもって審議に臨みたいと考えています。

服部部会長

前回維持したままとのことですが、前回は17円でしたが譲歩の検討はしているということですね。使用者側はいかがですか。

梶原委員

基本的な考え方は前回申し上げたとおりで、引上げる余地は非常に難しいとの状況です。労働者側の皆様の意見もお聞きしながら議論を深めたいと思っています。

服部部会長

前回資料を出されるとの話がありましたが、それはいかがですか。

梶原委員

ここを出した方がいいですか。後ほど公益委員の皆様にお渡ししようと思っていました。

服部部会長

分かりました。その時にお願いします。労使双方から意見を伺いましたが、いまだ改正額の一致に至っていません。ここで一旦休会とし、個別の打ち合わせを提案したいと思いますがいかがでしょうか。

(了 承)

服部部会長

それでは、個別打ち合わせとしていったん休会といたします。公益委員は、労働者側委員のほうから伺いたいと思います。

(休 会)

(中山委員入場 個別協議場所へ案内)

服部部会長

それでは、全体会議を再開します。まず、改めて労働者側から御意見をお願いします。

中塚委員

では、労側から改めて金額の部分で一点示させていただきたいと思います。前回提示させていただいた春闘の結果で、その中の数字の中から300人未満の賃上げ分、そこで出た0.40%という数字、さらにはここ直近のパートタイムの時給の最低額の上げ幅5円というところ、0.40%というところを含めながら、労働者側としては2つ目の数字として4円という数字を提出させていただきたいと思います。

服部部会長

現時点で4円の提示ですね。使用者側の御意見を伺いますが、いま皆様に渡っていますが、前回出していただく予定の資料を踏まえてご説明をお願いします。

梶原委員

使用者側の考え方として現時点でも引上げは難しいとの考えは変わっていません。その根拠の一つのデータとして、コロナ禍とリーマンショック時の状況を比較したことと今後の動向について一覧にまとめましたのでご覧いただければと思います。

まず、比較の部分ではコロナとリーマンショックでその一つが業況判断D I、これは愛知県中小企業景況調査で今回コロナ禍のところ、2020年4から6月期でマイナス70.2%になっていまして、リーマンショックの時、ショック直後の3か月の時はマイナス51.5%の形ですのでそれよりも今回の方が景況判断が厳しい状況です。

次に休業者数、これは全国になりますが総務省の調査、労働力調査ですが、5月の時点で354万人の方が休業されています。リーマンショックの時はピーク時は153万人でしたので倍以上との調査が出ています。休業の方は休業補償をいただいているのはありますが、最悪の場合は退職、その予備軍との呼び方になってしまうかも知れませんのでこの人数は重要な数字と理解しています。

さらに実質GDP成長率、これはつい先日内閣府から発表されていますが今年度についてはマイナス4.5%程度だと結果が出ており、リーマンショックはマイナス3.4%になりますのでそれよりも今年度のGDPは厳しいのかなというところです。

就業者数の減少は愛知県の状況で、中部圏社会経済研究所が試算をされています。この中で標準ケース、比較的早期で収束した場合でもマイナス4.4%の就業者数の減が見込まれています。リスクケースで、これは長引けばマイナス6.7%の就業者数が減少すると見込まれています。リーマンショックの労働力調査、これは全国の調査ですがマイナス1.5%ですのでそれよりも今回のコロナの方が就業者数の減少が増えるだろうとの試算が出ています。

それから今後の動向では、解雇等見込み労働者数、これは厚生労働省で発表していますが、愛知県では7月22日現在で1,700人の解雇等の退職者が見込まれており、5月29日現在ですと238人ですからそれから大幅に増加している。

次が雇用調整の可能性がある事業所、これも5月の時点から倍以上1,000を超える事業場でそのような可能性があると思われています。雇用は非常に厳しい状況が続いている、これが実績になります。

企業倒産ですが、数字だけを見てみると4月から6月は比較的強く抑えられていたというのが東京商工リサーチのコメントです。その理由は裁判所の業務が縮小、政府のいろんな支援、それらにより先送りされているだけではないかとのコメントが出ております。今月に入ってコロナの第2波が出ていますのでこのような状況が続けば息切れ倒産、諦め廃業が続出するのではないかというような危惧をされているとのコメントが出されています。

裏面の今後の動向の経済指標ですが、中部経済産業局、東海財務局での今後の先行きについても下振れするリスクがあるとのことで、注視が必要だとのコメントが出されています。

それから有識者のコメントですが、中京大学の内田先生が今回のコロナは生活様式が変化することで、ニーズやビジネスモデルが変わるとのことで回復には時間を要するのではないかと、具体的には3年程度かかるのではないかとコメントを出されています。

それから大和総研の試算によるGDPですが、大幅に減少するのではとの試算が出されており経済情勢も先行き厳しい状況です。トヨタグループ等では、比較的生産が戻るとの報道もされていますが全体でみれば厳しい状況は変わらない、非常に難しい状況が続く。とにかくこのコロナは、ワクチン等ができて劇的な改善がない限りはこの状況が大きな波を繰り返しながら進んでいくだろうということですので、そのような中で企業がどう対応するかは先行きは難しいこともありますので、最低賃金の引き上げは今回は据え置きはやむを得ないではないかとの我々の考えです。

もう一つ付け加える点ですが、最低賃金には地域別最低賃金と特定最賃と2種類あり、特定最賃の残り4業種について必要性があるかないかの審議が残っています。金額審議において、当然地賃の方の数字も非常に大きな比重を占めていることもありますので、仮に地賃がゼロ円であれば、先ほど申し上げたとおり引き上げはできない、必要性はないとの判断をせざるを得ないと思っております。仮に有額での決定がなされた場合であっても、ある程度地賃の引き上げ額と連動した形で特定最賃の引き上げ額も考えるべきだと考えていますので、そのあたりについての使用者側意見ということで付け加えさせていただきます。

服部部会長

労働者側は今のご意見あるいは出された資料に対するご質問とかご意見は、この時点でありますか。

木戸委員

資料ありがとうございます。休業者数と実質GDPは全国と書いてありますが愛知のものはないのでしょうか。

梶原委員

GDPは愛知だけのものは出ていないものですから、日本全体のみです。

服部部会長

分かりました。あとは良かったでしょうか。

かなり意見として承ってきましたが、依然として意見の一致を見ませんので明日予備日を使用して継続審議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、議題（2）その他について委員の皆様、何かありますか。

（意見なし）

服部部会長

事務局から説明、連絡事項はありますか。

高橋主任賃金指導官

今、お話ございましたように第4回の専門部会開催を明日8月4日午後1時30分から、3階共用中会議室で行います。

服部部会長

連日になりますが、明日第4回専門部会を、事務局から連絡あるように1時30分から行います。他に何か御質問等ありますか。無いようでしたら本日の専門部会の審議は終了とさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

(署名欄)
部会長

(服部部会長)

労働者側代表委員

(中塚委員)

使用者側代表委員

(梶原委員)